第127号

島

公

告

報



毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

### 目 次

### 規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲 告 を定める規則の一部を改正する規則

○土地改良区の定款の変更を認可した件

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件十

# ○一般競争入札を行う件二件

○土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件 ○土地改良区の役員が就退任した件二件 福島県人事委員会

○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

### 規 則

部を改正する規則をここに公布する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の

令和二年八月七日

# 福島県規則第五十四号

430

る規則の一部を改正する規則 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

> 和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則 (昭

別表第一株式会社東邦銀行鏡石支店の項中「岩瀬郡鏡石町」を「須賀川市」に改める。

この規則は、 令和二年八月二十四日から施行する。

(出納総務課)

### 告 示

### 福島県告示第五百三号

び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。 興総室商業まちづくり課、 規定する添付書類を令和二年八月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に 大規模小売店舗立地法 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及 (平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、

令和二年八月七日

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) クスリのアオキ鏡石店

깰

称及び住所並びに代表者の氏名

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

福島県岩瀬郡鏡石町中町九七番ほか

福島県知事

内

堀 雅 雄

쯸 풋 플 플

1

代表者の氏名 代表取締役 青木

宏憲

名称 株式会社クスリのアオキ 大規模小売店舗を設置する者

住所 石川県白山市松本町二五一二番

名称 株式会社クスリのアオキ 大規模小売店舗において小売業を行う者

型九 問

2

住所 石川県白山市松本町二五一二番 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲

大規模小売店舗の新設をする日 令和三年三月二十三日

 $\equiv$ 

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 千三百八平方メートル

Ŧi.

駐車場の位置及び収容台数

福島県知事

内 堀 雅 雄

収容台数 五十台

位置 別紙図面のとおり

2 駐輪場の位置及び収容台数 水産大臣から通知があった。

令和二年八月七日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和2年8	月7日	金曜日	福	島	<del>)</del>	県		報					第1	27÷	号					43	1
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第福島県告示第五百五号			土地改良区から令和二年七月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、飯舘村福島県告示第五百四号	(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)	令和二年七月二十二日 七 届出年月日	午前六時から午後十時まで	荷 位 置	(一) 数 二か所 (一) 数 二か所 (一) 数 二か所 (一) 数 二か所 (一) 数 二	主午前	2 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (二) 閉戸時亥 午前〇時	① 開店時刻 午前九時	1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	□ 容量 六・七五立方メートル	○ 位置 別紙図面のとおり	等	二十四平	図面のと	ıΕ	□ 収容台数 三十八台	─ 位置 別紙図面のとおり

保安林として指定された目的 伊達市霊山町山戸田字月木五の一、五の四

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準 主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

### 福島県告示第五百六号

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年八月七日

伊達市霊山町山戸田字大条舘二、七 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知事

内

堀

雅 雄

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

# 福島県告示第五百七号

福島県知事

内

堀

雅

雄

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

432

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 水産大臣から通知があった。 令和二年八月七日

福島県知事 内 堀 雅

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊達市霊山町山戸田字堤返一九、二〇、二三

土砂の流出の防備

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課

# 福島県告示第五百八号

島

県

水産大臣から通知があった。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年八月七日

福

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市霊山町大石字大久保一、二、三の二、三の四

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 伊達市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

雄

福島県告示第五百九号

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課)

一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

水産大臣から通知があった。

令和二年八月七日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊達市霊山町泉原字鍋遣一三

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第五百十号

一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

水産大臣から通知があった。 令和二年八月七日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県知事

内

堀

雅

雄

伊達市霊山町大石字二ツ森一の二、一の三

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、 伊達市森林整備計画で定める標準

福島県知事 内 堀 雅 雄

伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課

# 福島県告示第五百十一号

水産大臣から通知があった。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

伊達市霊山町大石字霊山一の二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

県

主伐に係る伐採種は、定めない。

島

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 伊達市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

福

次のとおりとする。

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

# 福島県告示第五百十二号

水産大臣から通知があった。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年八月七日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知事

内

堀

雅

雄

伊達市霊山町石田字伊達二一の一、二一の六、二二の一、二二のロ

保安林として指定された目的

雄 福島県告示第五百十三号

福島県知事

内

堀

雅

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

次のとおりとする。

立木の伐採の限度

伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。) (森林保全課)

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年八月七日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県知事

> 内 堀

> 雅 雄

五の三、六、七、字深窪一、二の一、二の二、字鳥居平一から四まで 字荷立場一、四の一から四の六まで、四の八から四の一二まで、四の一五、五の一、 二六、二七、二九、三二から三四まで、三六の一、三六の三、三七の一、三七の三、 九六の二、九六の五、九六の一○、九七の一、九七の三八、一○五、一○九、字蛇冠 伊達市霊山町石田字柿木作八一、八三、八四、八九、九三から九五まで、九六の一、

一 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保 次のとおりとする。

森林保全課)

島

水産大臣から通知があった。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

福島県告示第五百十四号

令和二年八月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市霊山町大石字加老三、四の一、四の四、 四の六、四の九から四の一一まで

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

三

主伐は、択伐による。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 伊達市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課

# 福島県告示第五百十五号

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年八月七日

福島県知事 内 堀 雅

雄

伊達市霊山町石田字大小畑四三、五三、五四、指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 五六のロ、 五九、 七三の一、 七三の

土砂の流出の防備保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法 次の森林については、主伐は、

字大小畑四三、五三、五四 択伐による。

 $(\Xi)$   $(\Xi)$ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準

434

伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。) 2 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(森林保全課

### 告

公

### 公告第166号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムファイアウォール及びロードバランサの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年8月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県情報通信ネットワークシステムファイアウォール及びロードバランサ 一式 (据付け、調整、機器保守等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和2年12月1日から令和7年11月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS (JIS Q 27001:2014 (ISO/IEC 27001:2013)) 認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (5) 過去に国又は地方公共団体において、この公告に示した仕様と同等以上の物品の納入実績を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年8月28日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報統計総室情報政策課

電 話 024-521-7135

- 4 契約条項を示す場所及び期間
  - 3に掲げる場所において公告のあった日から令和2年8月28日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同月10日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布

3に掲げる場所において公告のあった日から令和2年8月28日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同月10日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、入札説明書等は、福島県企画調整部企画調整課のウェブサイトからダウンロードすることができる。

- 6 入札及び開札の日時及び場所等
  - (1) 日時 令和2年9月17日(木)午前10時
  - (2) 場所 福島県庁本庁舎5階企画調整課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年9月16日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全

部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Fukushima Prefecture Information and Communication Network System Firewall and Load Balancer (including installation, adjustment and maintenance services) 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 17 September 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 16 September 2020
- (4) Contact point for the notice: Information Policy Division, Information and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7135

(情報政策課)

### 公告第167号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年8月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 高分解能誘導結合プラズマ質量分析装置 一式
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - 3) 納入期限 令和3年3月31日(水)
  - (4) 納入場所 福島県環境創造センター福島支所内の指定場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

- (3) 物品購入 (修繕) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月1日 (火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年9月1日(火)午後5時まで必着とする。

郵 便 番 号 960-8670 福島 県 福島 市 杉 妻 町 2 番 16号

福島県出納局入札用度課

電話 024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年8月7日(金)から同年9月1日(火)まで(土曜日、日曜日及び同年8月10日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

- 5 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3 に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和2年8月19日 (水)午後5時までに必着で請求すること。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年8月19日(水)午前11時 福島県出納局入 札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年9月25日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、9月24日(木)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に 関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 9 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary

雅

次

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: High resolution Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometry 1 set
- Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 25 September 2020
- Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 24 September 2020
- Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

雅

雄

次

同 橋本 連 選任した役員 役別 同 監 事 とおり土地改良区の役員が退任し、 退任した役員 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 公告第百六十九号 公告第百六十八号 郡山市東部土地改良区 地改良区の名称 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 愛谷堰土地改良区 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 地改良区の名称 令和二年八月七日 令和二年八月七日 氏名 箱﨑 哲夫 大和田 正人 喜男 浩喜正典隆 司男秋彦康 長吉 清 猪吉 喜三郎 博光 同 市中田町高倉字小堤一一八番地郡山市田村町小川字角生内四四番地住所 東京都文京区小石川一丁目一七番一─B一九○六号 同同同同同 いわき市平菅波字腰巻四七番地住所 市平藤間字松原一二八番地市平菅波字東作一一八番地 市平藤間字松原一二八番地 市平下高久字清水二四番地 市平菅波字砂畑一九番地 市平下大越字細田一〇七番地 市平藤間字松原七番地 市平下大越字北萱野一二番地 市平下高久字大平五番地の四 及び就任した旨届出があった。 福島県知 福島県知事 事 内 内 (農村計画課) 堀 堀

福

同同監同同同同同同同同同同同同同問題 事 役別 同同監同同同同同同同同同同同同同同 事 就任した役員 橋 馬本 場 伊横藤田 橋本 氏名 橋本 阿部 宗像 青山 橋本 橋本 大和田 光流 橋本 鈴木 熊田 栁沼 栁沼 阿部 大和田 村上 山田 渡辺 橋本 横田 相樂 佐藤 橋本 宗像 重雄 光寿 平四郎 喜美雄 昌幸 文 利 男 勝 峰 剛 作 光 雄 一 美 昭 作美 安 義 弘 忠 安正 安弥 一男 俊郎 喜美雄 同同同同同同同同同同同同同同同同同 同同同同同同同同同同同同同同同同同 市西田町木村字木ノ下一六番地 市田村町上行合字亀河内二五番地 市中田町海老根字古内九三番地 市中田町上石字逆木一〇五番地 市中田町高倉字松山一四九番地 市富久山町南小泉字東台二〇番地 市中田町高倉字小堤一一八番地 市西田町根木屋字曲木沢一三四番地市中田町下枝字東南一一〇番地 市富久山町南小泉字東台二〇番地 市阿久津町字舘側五〇番地 市田村町守山字三ノ丸二二番地 市安原町字安原四六番地 市西田町丹伊田字万才光内五三一 市田村町金沢字後田四三番地の一 市田村町谷田川字町畑一一三番 市荒井町字荒井四四番地 市西田町土棚字狢内一五七番地 市中田町下枝字東南一一〇番地 市西田町大田字野内三四一番地 市田村町守山字三ノ丸二三番地の 市阿久津町字舘側五〇番地 市田村町手代木字森内一番地 市白岩町字舘一一九番地 市中田町海老根字永橋二四番地 市西田町土棚字狢内一五七番地 市西田町丹伊田字甲森六六七番地 市田村町金沢字西ノ内二〇番地 市中田町高倉字松山一四九番地 市田村町谷田川字町畑一二一番地 市田村町御代田字古町二〇番地 市西田町大田字野内三四一番地 市西田町根木屋字北山九四番 市中田町下枝字大久保二七番地 市中田町上石字逆木一〇五番地 |村町小川字角生内四四番地 0

### 公告第百七十号

市東部土地改良区から次のとおり役員の住所に変更があった旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 郡

令和二年八月七日

福島県知事

内

堀

雅

雄

山

変更があった者の役別、

氏名及び住所

役別 監事 氏名 大和田 光流 変更前 住所

変更後 郡山市 田村町守山字殿町五〇番地の

同 市田村町守山字三ノ丸二二番地

Ō

農村計画課)

### 県人事 **子委員** 会

福

島

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を

福島県人事委員会

委員長

齋

藤

記

子

令和二年八月七日

定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

# 福島県人事委員会規則第十六号

# 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員

等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

定める規則 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を (昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正す

政課長補佐」に改め、同表喜多方市の項中「部長 秘書広報室長」に改め、同表田村市の項中「部長 別表須賀川市の項中「 (企画財政課」を「(財政課」に、 参事 行財政改革推進監 課長」を「部長 「企画財政課長補佐」を「財 債権管理対策 参事 課長

社会資本整備対策監」を 一部長」に、 一課長 分室長」を |課長」に、 一行政局 農村活性 あぶくま

局長 課長

地

化センター 洞管理事務所 所長 所長 を 「行政 局 局長」に、 「園長 事務長」 を 「園長」に 改

本宮市の項中 事務長」を 同表南相馬市の項中「小高病院 部長 「小高診療所 総看護師長 市長公室長」を「部長」に、 院長 外来看護室長 副院長 課長 診療部長 事務長 室長」を「課長」に改め、 科長 課長」に改め、同 医長 総看護師

農村計画 課

園長

事務局長

を

農業委員会事務局 教育委員会事務局

課室長

に改め、

同表石川郡石川町の項中

「課長

室長」を

事務局長

課長

に

公民館

同表安達郡大玉村の項中 表耶麻郡磐梯町の項中「町長部局 課長」を「町長部局 事務局長」に改め、 白川郡塙町の項中 同表岩瀬郡天栄村の項中 保育園 農業委員会事務局 教育委員会事務局 「農業委員会事務局 地域包括支援センター 事務局長 教育次長 「教育次長 課長 所長 事務] 局長 室課長長 課長」 を「農業委員会事務局 室長」に改め、同表東を「課長」に改め、同 を 「教育委員会事務局 農業委員会事務局

一中学校 教頭

学校給食センター 所長 副館長 館長

を 「中学校

校長

「課長」 に、 教育委員会事務局 農業委員会事務局

老人ホーム

「中学校 公民館 校長 (中央公民 教頭

13

事務局長」 課長 歴史民俗資料館 館館長

学校 館の館長に限る。) 校長 教頭 教頭 を を 義務教育学校 「中学校 校長 校長 教頭」 副校長 に改め、 教頭」に改め、 同表相馬郡飯舘村の 同表須賀川地方 項中

附

保健環境組合の項中

「事務局長

所長」

を

「所長」に改める。

この規則は、 公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 二年八月七日

(総務審査課

福島県人事委員会

委員長 齌 藤 記 子

# 福島県人事委員会規則第十七号

# 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 一部を次のように改正する。 (平成十三年福島県人事委員会規則第十八号

附則に次の二項を加える。 第八条第三項中「ブルセラ病」 を「ブルセラ症」に改める。

440

12 条例附則第七項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。 (新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例)

た宿泊施設 の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)の療養のために用意され る等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう。以下同じ。) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定め (以下「宿泊療養施設」という。)の内部において行う次に掲げる作業

患者等に接触する作業

の処理作業 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件

ウ 宿泊療養施設の運営に係る作業のうち感染のおそれがあるもの

保健所の内部において行う次に掲げる作業

患者等に接触する作業

の処理作業 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件

五四 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると人事委員会が認める作業 患者等を車両により医療機関又は宿泊療養施設へ搬送する作業 医療機関又は患者等の住居において患者等に接して行う疫学調査の作業

これらに準ずると人事委員会が認める作業 患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他 四千円

の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

条例附則第八項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、

前号以外の作業 三千円

中小

2

1

同年七月一日からそれぞれ適用する。改正規定に限る。)による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は 手当の支給に関する規則の規定は令和二年二月一日から、この規則 この規則(附則に二項を加える改正規定に限る。)による改正後の職員の特殊勤務 この規則は、公布の日から施行する。 (第八条第三項

採用給与課

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,560円】

次

発行者 印刷所 福 株式会社 島 第 印